

いるところである。(i)外国人登録法による外国人への指紋押なつの強制は、「在留外国人の公正な管理」という目的を達成するため、戸籍制度のない外国人の人物特定につき最も確実な制度として制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、必要性も肯定できる。また、(ii)押なつ義務が3年に一度で、押なつ対象指紋も一指のみであり、加えて、その強制も罰則による間接強制にとどまるものであって、精神的、肉体的に過度の苦痛を伴うものとまではいえず、方法としても、一般的に許容される限度をこえない相当なものであったと認められる。よって、指紋押なつ制度を定めた外国人登録法の規定は憲法13条に違反しない。

(3) みだりに前科等にかかわる事実を公表されない利益



判例 前科照会事件 (最判昭56.4.14)

自動車教習所から解雇された元指導員Xは、同教習所を相手に従業員たる地位の確認をめぐって争っていた。Xの前科および犯罪経歴（前科等）について、教習所側の弁護士が弁護士法に基づき京都市Y区役所に照会したところ、Y区長は、これに応じて道路交通法違反等の前科を回答した。そこで、Xは、京都市を被告として、Y区長による前科回答によりプライバシーを侵害されたとして、損害賠償等請求訴訟を提起した。

争点

- (1) 自己の前科等を知られたくない権利は認められるか？
- (2) 区長が安易に前科を教えたことは、国家賠償法1条上の「違法」となるか？

判旨

- (1) 前科および犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない。
- (2) 弁護士の照会申出書に「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあったにすぎない場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、輕重を問わず、

前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使に当たる。

判例 ノンフィクション「逆転」事件 (最判平6.2.8)

ノンフィクション小説「逆転」の中で、Xの実名が使用された。そこで、Xは、前科にかかる事実が公表され、プライバシーの権利を侵害されたとして、「逆転」の著者に対する慰謝料請求訴訟を提起した。

争点

自己の前科を公表された者は、いかなる場合に損害賠償を請求することができるか？

判旨

前科等のある者は、前科等にかかる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するが、当該事実が公表されることを受忍しなければならない場合もある。当該事実を公表する理由よりも公表されない利益が優越する場合には、前科等を公表された者は、精神的苦痛に対する損害賠償を請求することができる。

判例 グーグル検索結果削除事件 (最決平29.1.31)

Xは、児童買春の容疑で逮捕され、後日罰金刑に処せられた。Xが上記容疑で逮捕された事実（本件事実）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。

Xの居住する県の名称及びXの氏名を条件として世界最大のシェアを占める検索事業者Yの提供する検索サービスを利用すると、関連するウェブサイトにつき、URL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（URL等情報）が提供されるが、この中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL等情報（本件検索結果）が含まれる。

Xは、Yに対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした。

CHECK

ノンフィクション「逆転」事件について①

判決は、①公共の関心事か否か、②実名使用の必要性、③その者のその後の生活状況、を判断要素として挙げ、結論として慰謝料請求を認容しています。

CHECK

ノンフィクション「逆転」事件について②

判例は、表現活動がプライバシーを侵害する場合には、その事実が公表されない法的利得とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するとしています。

争点

人格権等に基づき、本件検索結果の削除を求めるることはできるか？

判旨

検索事業者が、プライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的な被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及びXの氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、Xが妻子と共に生活し、罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

(4) 少年法61条と実名推知報道

わが国の犯罪報道においては、被疑者・被告人を実名で報道しています。犯罪に関する事実が公共の利害に関するものであることを考えると、このような実名報道がプライバシー侵害であると一概にはいえない。これに対し、少年法61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事

CHECK

グーグル検索結果削除事件について

最高裁は、検索事業者が情報の収集、整理をし、提供しているのであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有するとしました。

その上で、検索事業者による検索結果の提供が、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを根拠に、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益の優越が「明らか」な場合に限るという結論を導きました。

CHECK

少年法61条に違反した場合

なお、少年法61条に違反した場合の罰則規定は存在しません。